湖東信用金庫

「滋賀県よろず支援拠点出張相談会」開催のご案内

中小企業庁

滋賀県よろず支援拠点

～中小企業・小規模事業者、NPO法人・一般社団法人・社会福祉法人等の中小企業・小規模事業者に類する方、創業予定の方の売上拡大や経営改善など、経営上のあらゆるお悩みの相談に対応します～

湖東信用金庫は、事業者の皆さんの多様な経営課題に対応するため、滋賀県よろず支援拠点と連携して経営相談に応じています。
下記の要領で実施しますのでご相談をお待ちしています。

＜よろず支援拠点とは＞
中小企業、小規模事業者の皆様からの経営上のあらゆる相談にお応えするために、国が設置した無料の経営相談所で、滋賀では（公財）滋賀県産業支援プラザが実施機関として運営しています。拠点には、多様な分野に精通した専門家が在籍し、経営上の悩みに親身に耳を傾け、抱えている悩みの本格的な課題を明確化するとともに、適切な解決策を提案します。さらに、解決策に提示にとどまらず、成果が出るまで、寄り添うようにフォローアップします。

本店営業部

水口支店

相談無料

詳しい地図はQRコードから Google Maps

開催場所	１０月	１１月	１２月	R9.1月	２月	３月	相談時間枠
本　店	７日（水）	１１日（水）	９日（水）	１３日（水）	１０日（水）	１０日（水）	①　９：30～10：30 ②10：45～11：45 ③13：00～14：00 ④14：15～15：15 ⑤15：30～16：30
水口支店	１５日（木）	１９日（木）	１７日（木）	２１日（木）	１８日（木）	１８日（木）	①13：00～14：00 ②14：15～15：15 ③15：30～16：30
お申込み・お問合わせ	**湖東信用金庫　営業推進部 地域振興課** **TEL０７４８－２０－２５２２　　FAX ０７４８－２３－５７３９** **E-mail：tiiki@kotoshin.co.jp** 相談申込みを希望される中小企業・個人事業主の方は裏面のお申込みに必要事項を記入の上、当金庫得意先担当者もしくは窓口担当者にお渡しください。						

共催：湖東信用金庫・滋賀県よろず支援拠点（公益財団法人滋賀県産業支援プラザ内）

湖東信用金庫・滋賀県よろず支援拠点共催

「よろず支援拠点出張相談会」申込書

フリガナ				開業届（該当する方に○）	
会社名（屋号）				未	完
フリガナ					
代表者					
連絡先	郵便番号	〒　　－	住　所		
	電話番号	－　　－	携帯電話		
	ＦＡＸ		メール	＠	
	担 当 者				
よろずを知ったきっかけ	湖東信用金庫（支店名：　　） 担当者名（　　）				
業種・製品内容					

相談区分 （複数回答可） ※該当する相談区分に○印をお願いします。	IT活用	広報戦略	販路提案	広告デザイン	ディスプレイ ／ POP	ブランディング
	海外展開	資金繰り	施策活用	商品開発	地域資源活用	商品デザイン
	事業連携	経営知識	知的財産	雇用・労務	債権保全・債権回収	現場改善・生産性向上
	市場設定	市場調査	事業計画策定		その他（　　）	

相談内容	※担当者が詳しくお聞きしますので、簡潔にご記入いただければ結構です。				
相談希望日時	第1希望	月　日　：　～		第2希望	月　日　：　～

◆ 滋賀県よろず支援拠点の利用にあたり、下記の留意事項について了承しました。

年　月　日

ご署名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

滋賀県よろず支援拠点ご利用にあたっての留意事項

ご利用にあたりまして、以下の事項について予めご了承ください。

1.よろず支援拠点での相談について

滋賀県よろず支援拠点は、中小企業・小規模事業者、NPO法人・一般社団法人・社会福祉法人等の中小企業・小規模事業者に類する方、創業予定者等を対象に、売上拡大、経営改善をはじめとする様々な経営に関する相談をお受けする無料の経営相談所です。アドバイスに基づき行為を行うか否かの判断は、利用者の責任で行ってください。また、相談内容に応じて、適切な他の支援機関や外部専門家等を紹介する場合があります。なお、拠点の予算及び人員には限りがあること、行政手続き、融資手続き、助成金の申請手続きといった実務代行は行っていないこと等の理由により、相談者の要望するサービスを十分に提供出来ない場合があることをあらかじめご留意ください。

2. 企業情報、個人情報及び相談内容等の取り扱いについて

公益財団法人滋賀県産業支援プラザ（滋賀県よろず支援拠点の実施機関）は、営業秘密及び個人情報の取り扱いについて関連法令を遵守しますが、次の点について予めご了承ください。
①滋賀県よろず支援拠点事業は、国の施策として、中小企業庁、近畿経済産業局、独立行政法人中小企業基盤整備機構、公益財団法人滋賀県産業支援プラザが連携・協力して運営しています。
②お伺いした内容（個人情報を含む）については、本事業の円滑な遂行及び事例や実態等の調査・分析のために、①に掲げる者、経済産業省、全国のよろず支援拠点で共有されます。また、効果的な政策立案や経営支援等のために、経済産業省（外局を含む）の業務委託先に対して、企業情報を匿名化した上で、提供・利活用させていただく場合がございます。なお、実施機関内での情報提供の範囲は本事業を所掌する課室・担当者に限り、利用者へ事前の承諾なく、本事業以外を所掌する課室・担当者への情報提供は行いません。
③本事業の円滑な遂行と改善のため、アンケート調査等を実施することがあります。その際、 お伺いした企業情報・個人情報を利用する場合があります。

詳しい説明は以下をご覧ください。

●滋賀県よろず支援拠点、チーフコーディネーター及びコーディネーター等は、アドバイス内容の完全性・有用性・確実性・適合性等について、いかなる保証もするものではありません。また、アドバイスに基づいた利用者の行為によって、利用者及び　第三者にどのようなトラブルや損害が発生したとしても、滋賀県よろず支援拠点、チーフコーディネーター及びコーディネーター等は一切の責任を負いません。

●利用者に次のいずれかに該当する行為があった場合、利用者に事前に連絡することなく相談を中止し、今後の利用をお断りいたします。
①脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、②大声・奇声を発する、執拗に電話をかけるなどして相談業務を害する行為、③不必要に性的及び身体上の事柄に関する言動をする行為、④宗教活動又は政治活動等並びに宗教団体又は政治団体等への勧誘行為、⑤物品・サービス等の営業行為、⑥自らの希望するサービスを執拗に要求するなど、中小企業庁、近畿経済産業局、よろず支援拠点全国本部、公益財団法人滋賀県産業支援プラザ及び滋賀県よろず支援拠点が運営上、相談業務に支障をきたすと判断した行為
※なお、利用停止となった日の属する年度の翌年度以降に利用者が利用再開を希望する場合は、チーフコーディネーター、公益財団法人滋賀県産業支援プラザ及び近畿経済産業局が面談を行った後に、留意事項への遵守徹底及び再発防止誓約書の提出を条件に、利用再開を妨げない。

●利用者は次のいずれかに該当する反社会的勢力に該当せず、今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思がないことを確約したうえで相談に申し込むこととし、同意できない場合、または真実と異なる表明をされた場合は、滋賀県よろず支援拠点の利用をお断りいたします。
①暴力団、②暴力団員・準構成員、③暴力団関係企業、④総会屋等、⑤社会運動等標ぼうゴロ、⑥特殊知能暴力集団等

20231018